

町内連絡

令和8年8月号
回覧
幌北第3町内会
☎011-706-1451

●本回覧に添付し、ご覧いただきたい添付資料！

1) 盆踊り大会のご案内<幌北第4町内会主催、幌北第3町内会協賛>

2)、3)、4)、5)、のほか

6) 福祉除雪事業のご案内、

7) 「発酵の世界、のぞいてみませんか」

<2026 年度ノースエイム地域貢献事業>

8) 北区民センターニュース7月号

9) 「その困りごと相談してみませんか？」

<札幌市生活就労支援センター“ステップ”>

巻末：札幌諏訪神社子どもみこし参加のご案内・申込書
などの添付資料についてもご覧ください。

●盆踊り大会のご案内<幌北第4町内会主催、幌北第3町内会協賛>

<詳細はチラシの内容(荒天の場合等)をよく御覧ください>

場 所：地下鉄公園(北15条西3丁目)

日 時：8/14(金)と8/15(土)

子ども盆踊 18:30~19:00~子ども花火 19:10~19:30

~大人盆踊り 19:30~19:50

●札幌諏訪神社子どもみこし参加のご案内と申し込み

<担当町内会：幌北第4町内会>

<巻末のチラシをご覧になり、参加申込をして下さい>

日 時：9/12(土)集合 14:30、巡行 15:00~17:00

集合場所：北13条いこい公園(北13条西2丁目)

申込期限：8/20(木)までに班長さんを通じ小川まで

<申込にお名前、連絡先を頂くのは保険等の為です。>

●町内資源リサイクル回収日は8月14日(金)です！
「偶数月の第2金曜日」朝9時までに玄関前か、歩道前に出してください。段ボール類はゴミステーションには出せませんので、資源回収をご利用ください。新聞、雑誌、牛乳パック、段ボールは束ねて出してください。

●「北13条いこい公園」の清掃についてお願い！
8月は合同清掃：8/8(土), 8/22(土)9:00～です！
参加協力可能な方は是非お手伝いください！
幌北第3町内会担当清掃の9月は
9/12(土), 9/26(土)9:00～を予定しています。
今年は10月は幌北第1町内会担当清掃、
11月は合同清掃です。期日は前もって回覧でお知らせします。よろしくお願いします。

●「町内の植樹樹の花」に「水やり」を！
花植えの後は幹線道路沿いなど交通量の多いところや
晴れの日が続くと花が枯れてしまいます。お住いの近くの花に水やりなどの世話に協力をお願いします。

◇幌北第3町内会は現在、町内の再開発などにより、以前からお住いの方たちが引越しされ、町内会運営がとても難しくなってきました。町内会の行事をはじめ、活動にぜひ参加協力をお願いいたします。

！！幌北第3町内会 Web サイト！！
<http://chiri.let.hokudai.ac.jp/~you/horokita3/>
回覧板など町内の最新情報や防災に関する
ことなどが見ることが出来ます。
スマートフォンなどからご利用ください。



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

幌北第四町内会 盆踊り大会のご案内



今年も幌北第四町内会では盆踊り大会を開催します。
この盆踊り大会は第四町内会にある商社の皆様、町内会会員の皆様、そして幌北連合町内会と近隣の町内会の協賛を得て開催されます。

ご協賛を戴きました皆様ありがとうございます。

夏の夜のひと時を盆踊りで楽しんでください。

今はマンション住まいの方が多く、ご自宅で花火をすることができないお子様もおりますので、子供盆踊りの後「子供花火」を計画しています。

◆ 日 時： 令和8年8月14日（金）と15日（土）の2日間

- 子供盆踊り： 午後6時30分～7時00分
- 子供花火： 午後7時10分～7時30分
- 大人盆踊り： 午後7時30分～7時50分

荒天の場合

- ・ 14日・15日どちらかが雨の日は、どちらか1日と16日に実施
- ・ 14日・15日2日とも雨の日は16日1日のみ実施
- ・ 14日・15日・16日、3日とも雨の日は中止となります。

- 盆踊りのある時は、午後6時から子供盆踊りの曲が流れます。
盆踊りの曲が流れてないときは【中止】です。

◆ 場 所： 地下鉄公園（北15条西3丁目）

- おみやげは、盆踊りの輪の中で踊ってくれた人も、踊れない人も、見に来た人にも全員にあげられるように準備してしますので、地下鉄公園に来てください。

さっぽろ しょうきたじどうかいかん

札幌市幌北児童会館



8

August
2026

<http://www.sxga.jp/>

〔住所〕〒001-0017 札幌市北区北17条西6丁目1-20
〔TEL〕011-727-6225 〔FAX〕011-299-1904
〔札幌市児童会館指定管理者〕公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会

ワンコイン クリエイター

18日(火)
ごご2:00~3:00

小1~小6
定員20名(先着順)
参加費:100円

※申込み

8月7日(金) ごご1:00~

今回はスライムを作るよ!

将棋教室

8日(土)

ごご1:30~3:30

小1~大人 定員13名(先着順)

※申込み

7月27日(月)

ごご4:00~

みんなで将棋を楽しもう!

ほろきた

ファーマーズ

5・19日(水)

ごご4:00~4:45

クラブメンバー

メンバーと協力して
野菜を育てよう!

子育てサロン

25日(火)

ごぜん10:30~12:00

乳幼児と保護者

毎週絵本の読み聞かせがあります!

ほっぴいシアター ほろきた大運動会

13日(木)

ごご1:15~3:15

来館者全員参加

何の映画を観るかは
お楽しみに~☆

※参加者のおやつタイムは
行事終了後行います

20日(木)

ごご1:15~3:15

小1~小6
定員50名(先着順)

※申込み

8月10日(月)

ごご1:00~

みんなで体を動かそう!

りぼんタイム

25日(火)

ごご3:30~4:00

1年生全員参加

ボランティアさんによる
読み聞かせがあるよ!

※この時間は体育室が
使えません。

うたクラブ

エンジェル隊

14・28日(金)

ごご3:30~4:30

クラブメンバー

メンバーと歌の練習をしよう!

幌北地区福祉のまち推進センター運営委員会主催事業

子育てひろば

28日(金)

ごぜん10:30~12:00

乳幼児と保護者

手遊びやお話の時間があります!

【1日のながれ】

8:45 開館

9:00 勉強タイム

9:45 朝の会

10:00 自由遊び

12:00 お昼ごはん

1:00 昼の会・自由遊び

3:00 おやつタイム
☆自由参加 (3:30まで)

5:45 後片付け

6:00 閉館

【小学生の体育室の時間】

ごぜん11:00~12:00

ごご2:00~3:00

4:00~5:00

体育室でおそぶときは

うわぐつをもってきてね!

※体育室の室温によっては体育室遊びを中止にすることがあります。

【そとおそび】

ぼうし・のみもの・

汗拭きタオル

※サンダルは参加できないよ

【みずあそび】

プールバック

(ぼうし・水着・バスタオル)

天気がいい日に行います☆

いつでも行けるように

もってきてね!

【もちもの】

・勉強道具

・お弁当

・のみもの

・おやつ

45分間とりくめるもの!・筆記用具

ゴミは持ち帰り、食中毒対策として

保冷剤のご用意をお願いします!

すいとう・ペットボトルなどふたがしまるもの

☆自由参加☆・おやつのごみをいれる袋

※チョコレートは溶けやすいので注意!

令和 8 年度より利用対象世帯の要件が変わります

令和 8 年度

福祉除雪事業のご案内

お申込期間：令和8年8月12日（水）～9月14日（月）

**福祉除雪は、地域の支え合いとして
行われている事業です。**

**出入口は
概ね幅 1.5 m**

除雪は道路に面した
住宅の出入口と玄関
先までの通路（敷地内）

**敷地内は歩行に
支障のない通路幅
（概ね 80cm）**

除雪の実施時間は、生活道路の新雪除雪のために市の除雪車が
入った後からお昼の 12 時まで（1 日 1 回、時間指定不可）

福祉除雪事業は、自力で除雪することが困難な高齢の方や障がいのある方のお宅の通路確保のため、地域協力員が除雪する事業です。除雪する範囲は、生活道路の新雪除雪で市の除雪車が雪を寄せていく家の出入口部分と、出入口から玄関先まで（敷地内）の通路部分です。

地域協力員は、ご近所の方々をはじめ、企業・団体など幅広い市民の皆さんで、地域の支え合いとしてご協力いただいています。

福祉除雪事業の利用対象世帯の要件や申込方法などは、こちらのパンフレット中面に記載しております。令和 8 年度より、利用対象世帯の要件が変わっておりますので、よくご確認の上、お申し込みください。

また、福祉除雪地域協力員も募集していますので、ご希望の方は裏表紙をご覧ください。

札幌市社会福祉協議会
札幌市

● 除雪の内容

- (1) 除雪は、生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日に1日1回実施します。**降雪のたびに実施するものではありません。**
- (2) 道路に面した出入り口は幅1.5 m程度、出入り口から玄関先まで(敷地内)の通路部分は歩行に支障のないよう幅80 cm程度で除雪します。
道路に面した出入り口付近の除雪は1カ所のみとし、車庫前およびロードヒーティング使用部分は除きます。
排雪は行いません。通路部分で除雪した雪は、敷地内に堆積します。
また、歩道除雪路線については、歩道と車道の間は除雪しません。
- (3) 実施時期は **令和8年12月1日(火)～令和9年3月20日(土)** です。
- (4) 除雪作業は、**利用者から時間指定できません。**実施時間は除雪車による道路除雪の作業終了後からお昼の12時頃までとし、大雪等やむを得ない場合には、実施が遅れることがあります。
- (5) 敷地内の通路部分が著しく長い場合、除雪内容(範囲や時間帯等)についてご相談させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

● 利用対象世帯

令和7年度(2025年度)に福祉除雪を利用し、利用要件に変更がない世帯の方は引き続きご利用が可能です

下記の3つの項目にすべて該当する世帯が利用対象世帯となります。

- 道路に面している一戸建ての住宅に住んでいる世帯(入院中・施設入所中の方は対象外)
- 約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯
- 世帯員全員が以下の条件の(1)から(5)のいずれかに該当し、**自力で除雪することが困難と認められる世帯**。(二世帯住宅等の形式で道路に面した出入り口部分を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。)

または、**令和7年度(2025年度)に福祉除雪を利用し、利用要件に変動がない世帯**

- (1) 要介護1以上、または重度(1・2級)の身体障がいのある方
- (2) 要支援1・2で、介護保険サービスを継続して利用している方
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業の対象者※で、介護保険サービスを継続して利用している方
- (4) (1)に該当する方を専ら介護し除雪することが困難と認められる70歳以上の方
- (5) 札幌市社会福祉協議会が特に認めた方

※要介護(要支援)認定は受けていないが、札幌市介護予防・日常生活支援総合事業を利用されている方。

〔市社会福祉協議会が特に認める世帯と考えられる例〕

- 重度の知的障がいのある方または精神障がいのある方だけで構成されている世帯
- 中度(3・4級)の肢体不自由または内部障がいのある方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と病弱の方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と学齢児童以下の方だけで構成されている世帯
- 子の扶養に入っているが、子とは別居で、実態として上記(1)～(4)の項目に当てはまる世帯
- 上記(1)～(4)の項目に当てはまる方のほかに専ら除雪を担当している方が、骨折や病気等で一時的に除雪ができないと認められる世帯
- 約500メートル以内に子や子の配偶者がいても、その子等が怪我や病気等で除雪ができないと認められる世帯

※いずれも診断書・障害者手帳・療育手帳等による判断となります。

● 負担金のお支払い

下記の世帯区分により利用者負担金（一冬あたり）がかかります。

● 市民税非課税世帯	5,000円
● 市民税課税世帯	10,000円
● 生活保護世帯	無 料

※活動期間中（12月1日～翌年3月20日）に解約された場合は、除雪活動の有無にかかわらず解約の申し出のあった月を含めた月割りで負担金が発生します。

● 利用のお申込み

● 申込先

- お住まいの区の社会福祉協議会 ○ お住まいの区の区役所の保健福祉課
- お住まいの地区のまちづくりセンター

利用申込書に必要事項を記入のうえ、上記のいずれかの場所にお申し込みください。

● 申込期間 **令和8年8月12日（水）～9月14日（月）**

- 利用の適否や地域協力員の調整に時間を要しますので、期間内での早めの申込みにご協力をお願いいたします。
- **申込期限を過ぎてからのお申し込みは、原則受け付けておりません**が、相当な理由があり申込期間中に申込みできなかった場合（申込期間に入院中であつたり、申込期間後の転入や転居、世帯構成・身体状況に変化があつた場合等）には、お早めにお住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。なお、調整等に時間を要するため、除雪開始時期が遅れることもあります。

※地域協力員が見つからない場合は、追加申込みをお断りさせていただくこともございますので、予めご了承ください。

● 決定等の通知

上記申込期間内に申込みいただいた場合は、11月中旬頃に決定または非該当の通知をいたします。

決定等にあたり自力で除雪ができるかどうかの確認や近隣に居住している子等の有無について、民生委員・児童委員または区社会福祉協議会職員等が確認にうかがう場合もありますので、ご了解願います。

なお、お住まいの地域において地域協力員の調整が困難な場合は、お申込みされてもご利用いただけないことがございます。

● 福祉除雪事業における個人情報の利用目的

お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、以下の目的のために利用いたします。

- ・ 事業の実施可否に関する調査（自己負担額の決定含む）
- ・ 福祉除雪の提供および管理
- ・ 地域協力員の調整ならびに事業実施に係る関係機関との連携（行政、民生委員・児童委員、町内会、福祉のまち推進センター、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所等）
- ・ 地域協力員への担当世帯の通知
- ・ ボランティア保険に関する保険会社への相談または届出
- ・ 事業の維持・改善に必要な機材・資料の作成および調査

なお、上記利用目的以外に、個人情報を利用することはありません。

<Q & A お問い合わせの多いご質問から>

- Q1 デイサービスの送迎の時間までに除雪してもらいたいのですが。
 A1 利用者による除雪の時間指定はできません。除雪の時間はお昼の12時頃までとなりますが、大雪等の場合は、遅れることもあります。
- Q2 道路に面した車庫前も除雪してもらいたいのですが。
 A2 除雪は道路に面した出入り口部分および玄関先までの通路部分の1カ所だけになります。車庫前やロードヒーティング使用部分は除きません。
- Q3 朝に除雪してもらったのですが、雪が降り続いてまた積もってしまいました。
 A3 除雪は1日1回となっています。複数回は対応しておりません。
- Q4 雪が降っているのに、除雪されていません。
 A4 除雪は、雪が降るたびに行うものではありません。生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日の作業終了後から実施します。
- Q5 地域協力員が朝早くに来てくれないので、先に自分や近くに住む子どもが除雪している。
 A5 福祉除雪事業は「自力で除雪することが困難と認められる世帯」が対象となります。ご自分で除雪可能な場合や、自宅から約500メートルの範囲に除雪を援助できる子または子の配偶者がいる場合は、利用対象外となります。
- Q6 冬は施設に入所することになった。時々自宅に戻るので、除雪はしてもらいたい。
 A6 入院中・施設入所等による留守宅を除雪することは、当事業の趣旨とは異なりますので、利用対象外となります。
- Q7 申込み期間を忘れていた。締め切り日は過ぎたが、受け付けてもらいたい。
 A7 **申込期間を過ぎてからのお申し込みは、原則受け付けておりません**が、次の内容に当てはまると思われる場合は、お早めにお住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。
 ①申込期間中は、入院等により不在だった。②申込期間後に、転入・転居した。③申込期間後に、病気・怪我等により身体状況が変わった。④申込期間後に、家族構成が変わった（除雪の担い手の子などが転居した等）。※いずれも診断書・障がい者手帳・療育手帳等による判断となります。

福祉除雪”地域協力員”の募集

- ☆ パンフレット掲載の「除雪内容」で活動が可能な方であれば、性別や年齢は問いません。個人、ボランティア団体、NPO、福祉施設、学校、企業、どなたでも参加いただけます。
- ☆ 地区によっては、町内会や福祉のまち推進センターでも地域協力員の調整を行っており、地域協力員の登録者にも関係者から直接連絡をさせていただく場合があります。
- ☆ 一つの世帯をお仲間など複数の方で除雪していただくことも可能です。
- ☆ 1シーズンを通じて協力いただいた方には、活動終了後、**1世帯につき23,000円**の協力員活動費をお支払いいたします。なお、利用世帯に途中解約があった場合は、月割りで活動費を算出いたします。
- ☆ 地域協力員は通年で募集しておりますが、不足している状況です。皆さまのご協力をお願いいたします。詳細については、区の社会福祉協議会までお問い合わせください。



▲登録はこちら

<お問い合わせ先>

お申し込みや実施内容等については、お住まいの区の社会福祉協議会または区役所の保健福祉課（地域福祉係）までお問い合わせ下さい。

居住区	窓 口	電 話	居住区	窓 口	電 話
中央区	中央区社会福祉協議会 中央区役所 保健福祉課	281-6113 205-3301	豊平区	豊平区社会福祉協議会 豊平区役所 保健福祉課	815-2940 822-2451
北区	北区社会福祉協議会 北区役所 保健福祉課	757-2482 757-2470	清田区	清田区社会福祉協議会 清田区役所 保健福祉課	889-2491 889-2034
東区	東区社会福祉協議会 東区役所 保健福祉課	741-6440 741-2459	南区	南区社会福祉協議会 南区役所 保健福祉課	582-2415 582-4734
白石区	白石区社会福祉協議会 白石区役所 保健福祉課	861-3700 861-2443	西区	西区社会福祉協議会 西区役所 保健福祉課	641-6996 641-6942
厚別区	厚別区社会福祉協議会 厚別区役所 保健福祉課	895-2483 895-2471	手稲区	手稲区社会福祉協議会 手稲区役所 保健福祉課	681-2644 681-2478



募集！福祉除雪 地域協力員

札幌市および社会福祉協議会では、高齢者や障がいのある方を対象として、通院や買物などの外出時に支障となる、道路に面した住宅の出入口と玄関先までの通路(敷地内)を地域協力員が除雪する福祉除雪事業を行っています。

また、除雪を行うとともに、利用世帯の方の見守りにも繋がる活動となっています。今冬の活動に地域協力員としてご参加いただける個人・企業・団体等を募集します。

地域協力員は、以下の活動が可能であれば、年齢*や性別は問いません。

ボランティアグループ、NPO、福祉施設、学校、企業などでの登録も可能です。

※18歳未満の未成年者が単独で登録する場合は、保護者の同意が必要となります。

※中学生以下の場合は、保護者の方も一緒に登録が必要です。

活動内容

活動期間	令和8年12月1日(火)～令和9年3月20日(土)
除雪日時	生活道路の新雪除雪のために市の除雪車が入った後からお昼の12時(正午)ころまで(原則1日1回)
除雪範囲	出入口は概ね幅1m50cm、敷地内は歩行に支障のない概ね幅80cm
担当世帯	1世帯から可。1世帯の除雪を複数の方で担当いただくことも可

活動費

活動期間終了後(3月末)、担当世帯1世帯につき23,000円をお支払いします。
(例：3世帯担当した場合は69,000円)

申込方法

裏面に必要事項をご記入の上、9月14日(月)までにFAX又は郵送にて下記までご送付ください。

◇◆◇ 地域協力員からの声 ～アンケートより～ ◇◆◇

やりがい

～個人～

利用者から「ご苦労様、大変助かります」と声をかけられた時はやりがいを感じます。健康に留意した規則正しい生活となり満足しています。

地域貢献

～企業～

地域の皆様のお力になれて感謝しております。社員にもあたたかいお言葉をかけていただき、とてもはげみになっております。

体力づくり

～学校～

冬季の生徒の体力づくりと、地域貢献を行えるこの活動は、大変意義深いと思います。

お申込・お問い合わせ先

〒001-8612

札幌市北区北24条西6丁目 北区役所1階

札幌市北区社会福祉協議会 (担当：山崎)

電話：757-2482 FAX：737-7270

▼申込はこちらからどうぞ！▼



FAX
7 3 7 - 7 2 7 0

福祉除雪「地域協力員」登録用紙

下記のとおり、令和8年度 福祉除雪「地域協力員」として登録いたします。

ふりがな 氏 名 (企業・団体名等)		性 別 年 齢	男 ・ 女 歳
住 所	〒		
電話番号 FAX番号	() - FAX (□TELと同じ・)		
メールアドレス	@		
所属町内会名	町内会・自治会		
除 雪 作 業 活 動 可 能 エ リ ア	☐ 向こう3軒両隣の範囲であれば協力できます ☐ 同じ条丁目の範囲であれば協力できます ☐ 同じ単位町内会の範囲であれば協力できます ☐ 連合町内会の範囲であれば協力できます ☐ その他（応相談）		
活 動 可 能 世 帯 数	☐ 1世帯のみ ☐ 近隣なら複数世帯可能（_____世帯くらい） ☐ その他（応相談）		
備 考			

※利用世帯の申込み状況によっては、ご希望に添えない場合や活動がない場合もありますのでご了承願います。

※備考には、本会に対する連絡事項などがあればお書きください。

また、グループや家族など複数の人数で活動する場合など、その旨をお書きください。

※個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、下記の目的で使用いたしますので、予め同意願います。

- ・ボランティア保険にかかる保険会社への届出
- ・札幌市社協会長顕彰の対象の選定、当事業の維持・改善に必要な基礎資料および調査（アンケート等）
- ・利用世帯とのマッチングのため、地区福祉のまち推進センター（町内会等）、民生委員児童委員へ提供

【お問い合わせ先】

札幌市北区社会福祉協議会（担当：山崎）

住所：札幌市北区北24条西6丁目 北区役所1階

電話：757-2482 FAX：737-7270

▼申込はこちらどうぞ！▼



8
/ 29
sat

14:00~
15:30



発酵の世界、
のぞいてみませんか



講師 土方 夕暉

haccoアミューズ代表

発酵翻訳家

発酵の魅力を発信する人気
講師、テレビや雑誌等のメ
ディアでも活躍中！



Instagramは
こちら→



場所 ノースエイム大会議室

定員 先着20名（要事前予約）

費用 無料

持ち物 筆記用具

飲む点滴・美容液とも
いわれる“麹甘酒”の
試飲あり♪

発酵食品と言えば、味噌、納豆、チーズなどいろいろ出てく
ると思いますが、発酵食品がな
ぜ身体に良いのか、また、発酵
のプロセスについて問われる
と、意外と知らない面もあるの
ではと思います。

この講座では、“発酵”食品を
通して、食の楽しみに気づき、
併せてひとりひとりが健康につ
いて学び・考えるきっかけにな
れればと思います。

気軽にご参加ください。

お問合せ・お申し込み

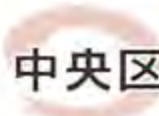
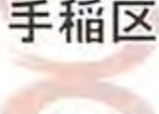
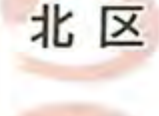
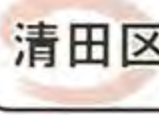
☎ 011-716-3045

一般財団法人庁立・北高会ノースエイム
〒001-0018 札幌市北区北18条西5丁目2-12

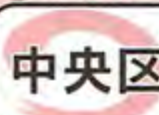
<https://www.northaim.com/>

2026年 9月 出張相談会 開催日程

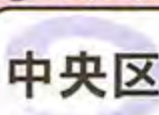
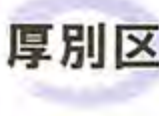
※ご相談については予約の方が優先になります。

  中央区	9月10日(木)	中央区役所(5F) 中央区南3条西11丁目	10:00 ~ 15:00
	9月18日(金)	札幌総合行政相談所 (丸井今井札幌本店一条館9階) 中央区南1条西2丁目	10:30 ~ 16:00
	9月24日(木)	ハローワーク札幌 中央区南10条西14丁目	10:00 ~ 12:00
 豊平区	9月1日(火)	豊平区役所(1F会議室G) 豊平区平岸6条10丁目	10:00 ~ 15:00
	9月11日(金)	ハローワーク札幌東	10:00 ~ 12:00
	25日(金)	豊平区月寒東1条3丁目	10:00 ~ 12:00
 東区	9月11日(金)	あいワーク東(東区役所1F) 東区北11条東7丁目	10:00 ~ 15:00
	9月8日(火)	ハローワーク札幌北 東区北16条東4丁目	10:00 ~ 12:00
 手稲区	9月3日(木)	手稲区役所(2F保護課横ブース) 手稲区前田1条11丁目	10:00 ~ 15:00
 北区	9月17日(木)	北区役所(1F第4会議室) 北区北24条西6丁目	10:00 ~ 15:00
 清田区	9月24日(木)	清田区役所(1F保健福祉部会議室) 清田区平岡1条1丁目	10:00 ~ 15:00

●北海道労働局主催 中高年世代活躍応援プロジェクト事業「しごと・暮らし相談会」

 中央区	9月16日(水)	中央区北4条西5丁目 ACU札幌(アスティ45・16F)	10:30 ~ 16:00
---	----------	---------------------------------	---------------

●札幌市主催 シニアワーキングさっぽろ2026 (最終入場13:30) ※ご相談は先着順

 中央区	9月2日(水)	北ガスアリーナ札幌46	9:30 ~ 14:00
	3日(木)	中央区北4条東6丁目	
 厚別区	9月9日(水)	厚別区体育館 厚別区厚別中央2条5丁目	9:30 ~ 14:00
 手稲区	9月16日(水)	手稲区体育館 手稲区曙2条1丁目	9:30 ~ 14:00

※上記以外の日程で相談をご希望の方は、
ステップにて(平日9:00~17:00)相談ができます。

町内会の皆さんへ

札幌諏訪神社例祭 幌北子供みこし実行委員会



札幌諏訪神社 子どもみこし参加のご案内

今年も、【子供みこし】の担ぎ手を募集します。

”おみこし”は、諏訪神社～北18条～いこい公園(予定)までを巡行します。
担ぎ手は「小学生」ですが、入学前のお子さんでも巡行できますので、是非お父さん
お母さんと一緒に参加して下さい。 おおぜいの参加をお待ちしています。

参加されたお子さんに全員に「図書カード」などをお上げしますので、ふるって
参加して下さい。

記

日 時： 9月12日(土) 集合 14:30

巡行 15:00～17:00

集合場所： 北13条いこい公園

申し込み： 8月20日まで

※ 担ぎ手のお子様には、はっぴ・豆紋(手拭)などを用意いたします。

大人の方も、巡行に随伴(参加)していただきます。

(注意：随伴に際しての自転車利用の帯同は危険ですのでお断り致します。)

参 加 申 込 書

氏 名	学年	住 所	電話番号

※ 申込者がおりましたら、班長さんは会長迄申込書をお届け願います。